

品川区ホームページ運営要綱

制定	平成 21 年 4 月 1 日	区長決定 要綱第 3 1 8 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	要綱第 1 9 5 号
	令和 5 年 3 月 29 日	要綱第 5 9 号
	令和 6 年 3 月 25 日	要綱第 1 1 3 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、品川区が運営するホームページ（以下「区ホームページ」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(区ホームページ)

第 2 条 区ホームページは、次の各号に該当するものとする。

- (1) ドメインが、www.city.shinagawa.tokyo.jp/から始まること。
 - (2) 品川区がコンテンツ掲載の可否を決定し、職員が修正できること。
- 2 次の各号に該当するホームページは、区ホームページに準じて運営する。
- (1) 区ホームページからリンクしているもの。
 - (2) 品川区の委託で作成または運営しているもの。

(基本方針)

第 3 条 区ホームページは、次の各号により運営する。

- (1) 対象は、一般区民とすること。
 - (2) 掲載内容は、行政情報、区民サービスを広く提供するものであること。
 - (3) 誰もがアクセス可能であること。
- 2 品川区は、コンテンツについて常に最新、正確な情報を掲載するよう努めるものとする。

(作成基準)

第 4 条 区ホームページは、次の各号により作成する。

- (1) コンテンツの作成に関しては、品川区情報公開条例（平成 9 年品川区条例第 25 号）、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）を遵守すること。
- (2) コンテンツの掲載は、品川区事案決定手続規定（昭和 51 年訓令甲第 4 号）による決定を経ること。
- (3) 区ホームページは、コンテンツマネジメントシステムほか、管理者が指定する方法で作成すること。ただし、第 2 条第 2 項に規定するホームページはこの限りではない。

(4) 高精度の画像や動画、音声を利用した情報の掲載、新システムの導入をしようとするときは、経費および今後の運用方法を添えて、事前に区長室長に協議すること。

2 前項に定めるもののほか、コンテンツの作成にあたって準拠すべき細目は、別に区長室長が定める。

(掲載禁止事項)

第5条 次の各号に該当するものは、区ホームページへの掲載を禁止する。

- (1) 公序良俗に反するもの。
- (2) 個人、団体等を誹謗または中傷するもの。または不利益を与えるもの。
- (3) 特定の政治団体や宗教活動を支援するもの。
- (4) 個人の意見

(区ホームページの統括管理者)

第6条 区ホームページを適正かつ円滑に運営するため、区ホームページ統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置く。

2 統括管理者は、区長室長とする。

3 統括管理者は、区ホームページの作成および運営等の総合的管理を行う。

(区ホームページ・サーバ運用管理者)

第7条 区ホームページ・サーバの運用および管理のため、区ホームページ・サーバ運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者は、企画経営部デジタル推進課長とする。

3 運用管理者は、次の事項を所掌する。

- (1) 区ホームページ・サーバの運用および管理に関すること。
- (2) 区ホームページ・サーバの安全管理に関すること。
- (3) その他区ホームページ・サーバに関すること。

(区ホームページ管理者)

第8条 区ホームページの管理および運営のため、区ホームページ管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、区長室戦略広報課長とする。

3 管理者は、次の事項を所掌する。

- (1) トップページ管理および運営に関すること。
- (2) コンテンツ作成に関する調整および助言に関すること。
- (3) コンテンツ公開に関する調整に関すること。
- (4) コンテンツマネジメントシステムの管理に関すること。
- (5) 区ホームページ・サーバの運用に関して、運用管理者との調整に関すること。
- (6) 区ホームページ等の予算要求の調整に関すること。

(7) その他統括管理者に指示された事項

(各部長等の役割)

第9条 部長、区長室長、会計管理者、教育次長、区議会事務局長、各行政委員会事務局長は、所属する各課およびセンターが作成した区ホームページや、委託して作成、運営するホームページに関して次の事項を所掌する。

(1) 当該ホームページの管理、運営および調整に関すること。

(2) 当該ホームページの高精度の画像や動画、音声を利用した情報の掲載、新システムの導入に関すること。

(各課長等の役割)

第10条 各課長、子ども家庭支援センター長、各保健センター所長、品川区清掃事務所長、会計管理者、教育総合支援センター長、図書館長、区議会事務局長、各行政委員会事務局長（以下「各課長等」という。）は、次の事項を所掌する。

(1) 区ホームページに掲載するコンテンツに関すること。

(2) 区ホームページの作成、修正、公開または削除の手続きに関すること。

2 各課長等は、新たにホームページを委託作成する場合は、経費および今後の運用方法を添えて、事前に管理者に協議しなければならない。

3 各課長等は、コンテンツに誤りまたは不適切な内容を発見した場合は、直ちに訂正を行うとともに、管理者に報告するものとする。

(区ホームページ運営委員会)

第11条 統括管理者は、必要に応じて区ホームページ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催する。

2 運営委員会は、次の各号に定める者を構成員とする。

(1) 統括管理者

(2) 運用管理者

(3) その他統括管理者が必要と認める者

(リンク)

第12条 区ホームページがリンクできる他団体が運営するホームページは、次のとおりとする。

(1) 官公署が開設したもの。

(2) 公共的団体等が開設したもの。

(3) その他統括管理者が認めたもの。

(電子メール)

第13条 区ホームページを介して区に寄せられる要望、苦情等の取り扱いについては、別に区長室長が定める。

(サーバの運用)

第14条 区ホームページ・サーバは、統括管理者の定めるところに設置する。

2 区ホームページの安全管理については、情報管理安全対策要綱（平成 13 年要綱第 168 号）の定めるところによるものとし、職員は、コンピュータウィルスによる侵害等のおそれのあるときには、すみやかに運用管理者に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

（委任）

第 15 条 この要綱の施行に必要な事項は、区長室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。